

宮古地区被災者相談支援センター

町内3カ所に相談拠点を開設

県では、7月28日から宮古

地区合同庁舎内に宮古地区被災者相談支援センターを開設し、被災者の皆さんからの相談や問い合わせに応じています。このたび、町内にお住まいの皆さんへの相談体制の充実のため、山田と船越、豊間根の各地区に、サブセンターを開設しました。

センターでは、被災者の皆さんからの相談に、常駐する相談員が応じます。「どこに相談したらよいのか分からない」「こんなことで困っている」など、どのようなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。



センターの相談員が相談に応じます

▽相談窓口

・山田サブセンター（中央コミュニティセンター2階）

・船越サブセンター（船越防災センター内）

・豊間根サブセンター（豊間根生活改善センター内）

▽開設時間 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

◆問い合わせ 町復興推進課被災者支援係（☎82-3111 内線662）へどうぞ。

◎専門家による相談対応

宮古地区被災者相談支援センターでは、相談員のほか、分野の専門家が相談に応じます。

▽開設時間 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

※専門家の対応時間は午前10時～午後3時

▽場所 県宮古地区合同庁舎1階県民ホール（宮古市五月町）

▽専門家対応日程 ▼月曜日：税理士 ▼火曜日：弁護士 ▼水曜日：司法書士 ▼木曜日：建築士・住宅金融支援機構 ▼金曜日：土地家屋調査士

◆相談電話・問い合わせ 宮古地区被災者相談支援センター（☎64-2211）へどうぞ。

10月1日から

国保の保険証が変わります

国民健康保険 被保険者証		有効期限	平成	年	月	日
記号番号	氏名	性別				
生年月日	昭和	年	月	日	日	
資格取得年月日	平成	年	月	日	日	
交付年月日	平成	年	月	日	日	
世帯主氏名						
住所	岩手県下閉伊郡山田町					
保険者番号	030858	保険者名				

《表面》

お手元に届きましたら、住所や氏名などに誤りがないかご確認ください

《裏面》

臓器提供の意思を表示する方はボールペンで必要事項をご記入ください

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

【1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください】
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕
署名年月日： 年 月 日
本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：

国民健康保険の保険証が10月1日に更新されます。

新しい保険証は9月中旬に行政区長を通じて配布します。お手元に届きましたら記載内容を確認し、誤りがある場合は届け出てください。期限切れの保険証は回収しませんので、各自で細かく裁断した上で廃棄してください。

お勤め先の保険への加入や他の市町村への転出などにより資格が変更になる場合は、異動する方全員の保険証カードを持参して手続きを行ってください。なお、世帯主変更や住所変更の場合であっても、国民健康保険に加入する世帯全員分の保険証カードが必要です。

◎臓器提供意思表示欄が設けられました

臓器移植法の改正に伴い、移植医療に対する理解を深めていただくため、保険証の裏面に臓器提供意思表示欄が設けられました。

臓器提供に関する意思を表示することは任意で、記入を義務付けるものではありませんが、記入することで臓器提供の意思表示をすることができます。また、意思表示欄記入後も、いつでも意思の変更をすることができます。

なお、意思表示した内容についての個人情報保護のシールを保険証送付時に同封しますので、ご利用ください。

◆問い合わせ 町国保介護課国民健康保険係（☎82-3111 内線131）へどうぞ。